

2 第3次中野市子ども読書活動推進計画の基本方針

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第9条第2項の規定に基づき、平成24年3月に策定した「第2次中野市子ども読書活動推進計画」の取り組みの成果や課題を踏まえ、中野市の基本的な施策を示すとともに、中野市の学校や読書活動ボランティアをはじめとする民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として定めるものです。

(2) 計画の期間

平成29年度から平成38年度までの10年間

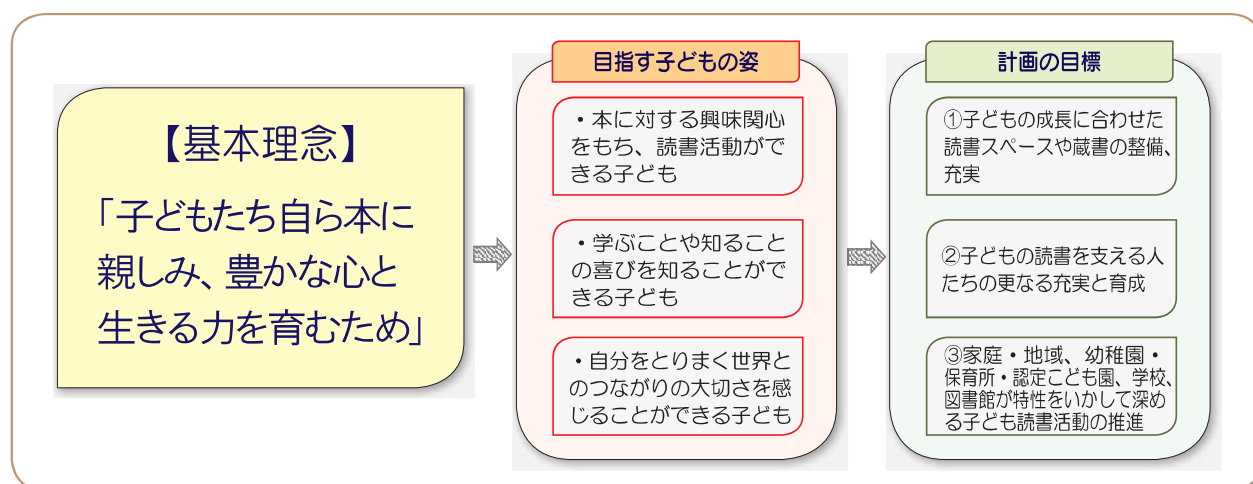
（ただし、社会情勢の変化等により変更が必要な場合には、計画を見直すものとする。）

(3) 計画の目的

第2次中野市子ども読書活動推進計画は、中野市のすべての子どもが、あらゆる機会や場所において、自ら読書活動に親しむことができるよう、市民と市が協働して、子どもの読書活動の定着を図ることを目的としています。

第3次中野市子ども読書活動推進計画では、第2次中野市子ども読書活動推進計画における、家庭、地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、図書館等が行う子どもの読書推進活動の成果や課題を踏まえ、更なる子どもの読書活動の定着を実現するため、必要な事項を総合的に推進する施策を展開していくことを目的に策定を行います。

(4) 目指す子どもの姿と計画の目標



(5) 上位計画との関連

第3次中野市子ども読書活動推進計画は、本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」や「中野市教育大綱」と整合性を図ります。

3 子ども読書活動を推進するための具体的な施策

子どもの発達段階や取り巻く環境に応じて、具体的な取り組みを行います。

(1) 家庭や地域での取り組み

計画目標の達成に向けて

子どもの読書習慣は毎日の生活の中で培われます。家庭や地域では、子どもの読書習慣を培うために、家庭内での読み聞かせ等の習慣づけが大切です。地域の子どもたちにとって身近な場所で、子どもたちが読書に親しめる機会をつくることで、計画の目標が達成できるよう努めます。

具体的な施策

① 「ブックスタート事業」による読み聞かせの推進

乳幼児7か月健診時に合わせて絵本を贈り、オリエンテーション及び読み聞かせを行うことで、乳幼児期からの家庭内での読み聞かせ等の習慣づけを推進します。

② 地域での読み聞かせの推進

子育て支援センターや児童センター、放課後児童クラブ等の地域にある子ども向けの施設等で、子どもたちが読書に親しめる機会をつくるため、市立図書館や読み聞かせボランティア等の協力を得ながら、地域での読み聞かせを推進します。

③ 家庭での子ども読書活動の推進

それぞれの家庭に合わせた子どもの読書活動を推進するため、子どもと家族が一緒に読書に親しむことができる機会の充実を図ります。また、子どもの成長に合わせたおすすめ本を紹介する「よんであげたい絵本」を更新し、家庭への情報提供を行います。

④ 読み聞かせボランティア情報や読み聞かせイベント情報の発信

地域の中で、子どもと家族が読み聞かせに親しむ機会を充実させるため、市内の読み聞かせイベント情報を掲載したチラシ「おはなしマップ」を作成し、家庭向けの情報発信を行います。

⑤ 家庭での子どもの読書活動推進に向けた普及・啓発活動

家庭での子ども読書活動を推進するため、子どもや家族、市民の子ども読書活動への関心や理解を深めることを目的に、子ども読書活動のイベントで、普及・啓発活動を実施するよう努めます。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園での取り組み

計画目標の達成に向けて

幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期です。幼児期の子どもたちが読み聞かせ等のたのしさに出会えるよう、本の読み聞かせ等を継続するとともに、絵本等に親しむ環境づくりをします。そして、子どもが絵本に親しみ、ことばを会得し、想像力を広げる場と機会を提供します。

また、子どもが読み聞かせ等に親しむためには、幼稚園教諭、保育士が読み聞かせ等の大切さについて、理解を深めることが重要です。そのために、市立図書館との連携を深め、スキルアップに努めます。

具体的な施策

① おはなしの楽しさを知る機会の充実

子どもが絵本をとおして、様々な興味を持ち、おはなしを聞く楽しさを知るため、読み聞かせ（絵本や紙芝居、素話）、絵本の時間（子どもが本を自由に手に取って読むこと）等の機会の充実に努めます。

② 家族への読み聞かせに関する情報の発信

幼児期の子どもへの読み聞かせは、子どもの家族の理解や協力が欠かせません。子どもへの読み聞かせの大切さ等を子どもの家族に理解してもらうため、読み聞かせに関する情報や幼稚園・保育所・認定こども園の内外で開催される読み聞かせイベント等について、おたより等を通じて情報発信することを継続します。

また、保育参観等の行事やおたより等で、家族に対して読書活動の大切さを伝えます。

③ 読書スペースや蔵書の整備・充実

落ち着いて読書に取り組めるスペースを確保し、絵本や紙芝居等の蔵書を定期的に購入、差替えすることにより、子どもの成長に合わせた読書環境を整備・充実させていきます。

④ 家庭への絵本の紹介や貸出

家庭でも、子どもの手が届くところに常に本がある環境をつくるため、幼稚園や保育所、認定こども園にある絵本や紙芝居等の紹介や、絵本の貸出を行います。また、家族の方も本を手に取って読むことができるような環境をつくりまします。

⑤ 市立図書館との連携による子どもの読み聞かせ等の環境づくり

子どもの成長に合わせた子どもの読み聞かせ等の環境づくりのため、市立図書館が実施する「団体貸出」（注7）を利用し、幼稚園・保育所・認定こども園において、更なる図書の充実に努めます。

また、市立図書館の司書による読み聞かせの指導をとおし、幼稚園教諭や保育士等の子ども読書活動への理解に努めます。さらに、市立図書館の利用をとおし、子ども自ら絵本を選ぶことや図書館を利用することの楽しさを知る機会を設けるよう努めます。

注7 団体貸出 団体に対し、市立図書館の図書を貸し出すサービス。貸出期間は2か月、1団体につき100冊借りられる。

(3) 小・中学校での取り組み

計画目標の達成に向けて

小・中学校では、児童や生徒が自ら読書に親しむ態度を育成し、読書習慣の定着を図ることが大切であり、論理や思考、コミュニケーション、感性や情緒の基礎となる言語力の育成に資する読書活動を行うことが求められます。

児童や生徒が自ら読書に親しみ、読書習慣を定着させるため、学校図書館を計画的に活用する教育活動の展開、司書教諭（注 8）及び学校司書（注 9）、学校図書館事務員、読書指導員を中心とした教職員の協力体制や研修の充実等をとおして、計画の目標達成ができるよう努めます。

具体的な施策

① 「一斉読書」や「読書時間」による読書習慣の確立

児童や生徒の読書習慣を定着させるため、「一斉読書」や「読書の時間」の継続実施に努めます。

② 学校図書館を利用した学習活動の充実

学校図書館が持つ機能（注 10）を果たすため、各教科において、読書をとおして自発的・主体的に深く学ぶことや、総合的な学習の時間等における学校図書館の利用を促進し、児童や生徒の情報活用能力の育成に努めます。

③ 学校図書館の読書スペースや蔵書の計画的な整備

児童や生徒の成長や学習段階に合わせた図書の計画的な整備・充実を図るとともに、図書の効率的な利用を促進するための読書スペースの整備に努めます。

④ 読書指導の充実

子どもが自ら本に親しむため、「読み聞かせ」や「ブックトーク」（注 11）等による読書指導の実施に努めます。

注 8 司書教諭 図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行う等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。学校図書館の専門的職務を担う教員として、「司書教諭」を学校に置くこととされている。なお、学校図書館法において、学級数が合計 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならないと定められている。

注 9 学校司書 学校図書館において司書の業務を行う職員。平成 27 年 4 月 1 日施行の改正学校図書館法第 6 条により、「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された。

注 10 学校図書館が持つ機能 学校図書館には、児童・生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こす自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動の支援や授業の内容を豊かにして、その理解を深める「学習センター」としての機能、そして、児童・生徒や教員のニーズに対応して、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する場としての「情報センター」としての機能の 3 つがあります。

注 11 ブックトーク 一定のテーマを立てて、一定時間内に数冊の本を複数の聞き手に紹介すること。本の内容を教えるのではなく、本の面白さを伝えることまたは、聞き手にその本を読みたいという気持ちを起こさせることを目的としている。

⑤ 「家庭読書週間」をととした家庭での読書の推進

小・中学校での子どもの読書活動や子どもへの読書指導の効果をより一層深めるためには、子どもの保護者や家庭の協力が大切です。「家庭読書週間」や「メディアコントロールデー」（注 12）を実施することで、小・中学校期における家庭での子どもの読書活動を推進します。

⑥ 研修会の実施

子どもの読書活動を支え、本に出会うきっかけや、子ども自ら本に親しむための手助けになるよう、読書指導のスキルアップを図る職員向けの研修の機会を充実するよう努めます。



注 12 メディアコントロールデー 各種メディアとの関わりを制限し、子どもや家族が一緒になって家庭生活のあり方を考える日。月に数日設けられ、当該日には子どもによるメディアの使用を制限し、読書を家庭学習の課題にする等の取り組み。

(4) 市立図書館での取り組み

計画目標の達成に向けて

図書館は、すべての年齢の子どもたちが読書に親しむことができる身近な施設です。また、子どもの家族にとっては、子どものための本を選び、子どもの読書について相談ができる施設です。

図書館が子どもの読書活動を推進するための包括的な拠点となり、家庭や地域、幼稚園・保育所・認定こども園、学校と協働するとともに、子どもの読書活動を推進するため、多角的な取り組みを実施することで、計画目標の達成に努めます。

具体的な施策

① 子どもの読書を支える人の育成や支援

読み聞かせボランティアや幼稚園・保育所・認定こども園、学校等で子どもの読書活動を支える人の育成を図るため、読み聞かせ講座や研修会を実施します。

また、支援する図書館職員が幅広い相談に対応するため、職員の技術や資質の向上を図ります。

② 団体貸出の充実

幼稚園・保育所・認定こども園、学校や子どもの読書活動に関わる団体を支援するため、団体貸出を実施し、団体貸出の更なる利用促進のため、計画的な運用や蔵書の整備に努めます。

③ 蔵書の充実

読書のきっかけづくりが必要な子どもたちに向けた魅力ある図書や、小・中学校の調べ学習、総合的な学習で活用する資料を充実させます。

④ 子ども向けの読書スペースの充実・整備

図書館にある子ども向けの読書スペースを整備します。

⑤ 「おはなし会」や「読み聞かせ会」の開催及び支援

子どもの成長に合わせた「おはなし会」や「読み聞かせ会」を開催します。

また、幼稚園・保育所・認定こども園、学校等が実施する「読み聞かせ会」等を支援するため、図書館司書の派遣や読み聞かせボランティアとの連携を図ります。

⑥ 幼稚園・保育所・認定こども園、学校、県立図書館との連携による子ども読書活動推進事業の展開

幼稚園・保育所・認定こども園、学校や県立図書館等と連携し情報収集を行うことにより、更なる子どもの読書活動推進事業を展開します。

⑦ 子ども読書活動の広報・啓発活動

子どもや子どもの家族、市民に向け、「こどもの読書週間」や「子ども読書の日」、「家庭読書週間」期間中の事業を充実し、子ども読書活動に関する広報や啓発活動に努めます。

⑧ 活字による読書が困難な子どもへの支援

活字による読書が難しい子どもが読書の楽しさや知ることの喜びを感じられるよう支援に努めます。



4 中野市子ども読書活動推進連絡会議による計画の実施

中野市子ども読書活動推進連絡会議は、中野市子ども読書活動推進計画を効果的に進めるために設けられた会議です。

毎年度、この会議の中で第3次中野市子ども読書活動推進計画がどのくらい達成されたか、関係機関へのアンケート調査等により定期的に実態を把握し、計画を効果的に進めるため、成果や課題を検討・協議し、具体的な推進事業を企画することで、次年度以降の計画推進に役立てます。

◆第3次中野市子ども読書活動推進計画の実施◆

- ① 子ども読書関係機関に対し、アンケート調査を実施。
子ども読書活動の推進状況について、実態を把握する。



- ② 「中野市子ども読書活動推進連絡会議」にて、成果や課題の検討、課題達成に向けた活動計画を作成。



- ③ 子ども読書関係機関に対し、アンケート調査の結果及び活動計画を周知。

アンケート調査の結果や活動計画を関係機関に周知することにより、毎年度更なる第3次中野市子ども読書活動推進計画の推進を図ります。

◎なお、社会情勢の変化に伴い、計画の変更がある場合には、「中野市子ども読書活動推進連絡会議」において計画の見直し等を行います。